

コムズガーデン地下空間避難確保・浸水防止計画
(作成主体：大阪地下街株式会社)

2025年4月18日

コムズガーデン地区

はじめに	1
------	---

第1章 総 則	1
---------	---

第1条（計画の趣旨）	1
第2条（計画の適用範囲）	1
第3条（計画の適用者）	1
第4条（施設名称）	2
第5条（施設概要）	2
第6条（防災体制）	2
第7条（情報収集）	5
第8条（情報伝達）	5
第9条（避難誘導）	9
第10条（自衛消防組織の設置）	7
第11条（施設点検計画）	7

第2章 内水氾濫対策計画	9
--------------	---

第12条（計画の目的）	9
第13条（災害の想定）	9
第14条（情報収集）	10
第15条（情報伝達）	10
第16条（警戒活動）	10
第17条（避難誘導）	14

第3章 外水氾濫対策計画	16
--------------	----

第18条（計画の目的）	16
第19条（災害の想定）	16
第20条（情報収集）	16
第21条（情報伝達）	17
第22条（警戒活動）	17
第23条（避難誘導）	20

第4章 津波対策計画	22
------------	----

第24条（計画の目的）	22
第25条（災害の想定）	22
第26条（情報収集）	22
第27条（情報伝達）	23
第28条（警戒活動）	23
第29条（避難誘導）	26

第5章 高潮対策計画	28
------------	----

第30条（計画の目的）	28
第31条（災害の想定）	28
第32条（情報収集）	28
第33条（情報伝達）	29
第34条（警戒活動）	29
第35条（避難誘導）	31

第6章 防災教育・訓練	31
-------------	----

第36条（防災教育）	31
第36条の2（防災教育・訓練の実施）	31
第36条の3（防災訓練の実施方法）	32

はじめに

コムズガーデン周辺地区においては、外水氾濫及び内水氾濫による浸水が予想されており、これらの対策を明確に区分して計画を樹立することが、より実効性を図ることができるとの観点から、淀川・寝屋川流域の河川の堤防決壊による外水氾濫及びスーパー台風に伴う高潮に対しては、地下街等利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を中心に、避難誘導を最優先させるための計画を策定することとした。また、集中豪雨による内水浸水に対しては避難の確保を念頭に置いた止水対策等に資するための計画を策定した。

第1章 総則

（計画の趣旨）

第1条

計画の目的及び計画の対象範囲から、コムズガーデン（大阪地下街株式会社）を中心に策定することとし、地下街に接続する Osaka Metro 京橋駅（以下「接続・隣接施設」という）と一体性を持った計画とする。

なお、この計画の修正は、軽微な事項については各接続駅の担当者と協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、第4条の接続駅について権限を有する者との協議のうえ決定する。

（計画の適用範囲）

第2条

コムズガーデン及び接続する駅を包含したコムズガーデン地下空間の範囲とする。

- 1 コムズガーデン接続・隣接施設概略図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別図1
- 2 コムズガーデン平面図（地上連絡口、接続・隣接施設接続口）・・・・・・・・・・ 別図2

（計画の適用者）

第3条

この計画は、コムズガーデン、接続・隣接施設に勤務又は施設を利用する全ての者（以下「地下街利用者等」という）に適用する。

(施設名称)

第4条

前条の対象となる接続駅名称は次のとおり。

施設名	地下接続口	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)	延面積 (㎡)	地階	地上階
Osaka Metro 京橋駅	5	—	—	33,075	3	1

(施設概要)

第5条

施設概要は次のとおり。

項目 地下街名	着 工 (年月日)	竣 工 (年月日)	規 模 (㎡)				構 造
			総面積	公共通路	店舗	その他	
コムズガーデン	昭和 63 年 7 月 28 日	平成 2 年 3 月 20 日	7,960	1,769	4,322	1,869	R C 造地下2階 建、一部1階
	地下道幅員		地上連絡口	ビル接続口		鉄道施設接続口	
	5.7m～13m		6ヶ所	2ヶ所		1ヶ所	

(防災体制)

第6条

防災体制は次のとおり。

1 水害対策本部の設置

水害対策本部は、第2条の計画対象施設に水害が発生、あるいは発生する恐れがある時、又は近畿地方整備局等から水害等に伴う警報が発令された場合並びにその他の状況により必要に応じて、水害対策本部構成員で協議し設置することとし、本部長、副本部長、本部員、副本部員で構成する。

なお、本部長は大阪地下街株式会社社長、副本部長は同防災監理者、本部員、副本部員は各施設の代表者等（Osaka Metro 京橋駅で選任）で構成する。

水害対策本部構成員		
本部長	大阪地下街株式会社社長	
副本部長	大阪地下街株式会社防災監理者	
施設名称	本部員	副本部員
コムズガーデン(大阪地下街株式会社)	大阪地下街株式会社で選任	大阪地下街株式会社で選任
Osaka Metro京橋駅	Osaka Metro京橋駅で選任	Osaka Metro京橋駅で選任

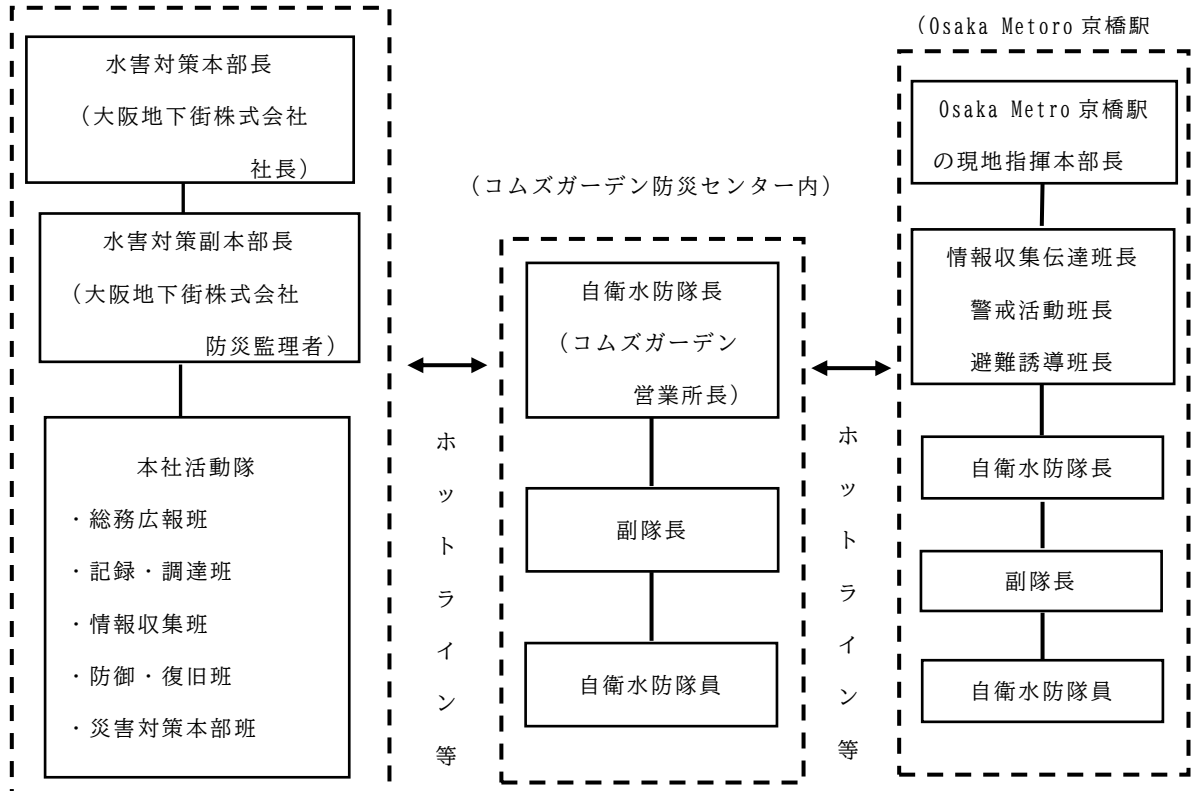
2 水害対策本部組織体制

本部は、大阪地下街株式会社本社ビル内に設置し、必要に応じて現地指揮本部長を置く。

なお、現地指揮本部長は、原則として防災センターで指揮をとることとし、各接続施設の現地指揮本部長においても、原則として、それぞれの施設内の防災センターで指揮をとる。

(1) 水害対策本部組織体制表

(大阪地下街株式会社本社内)

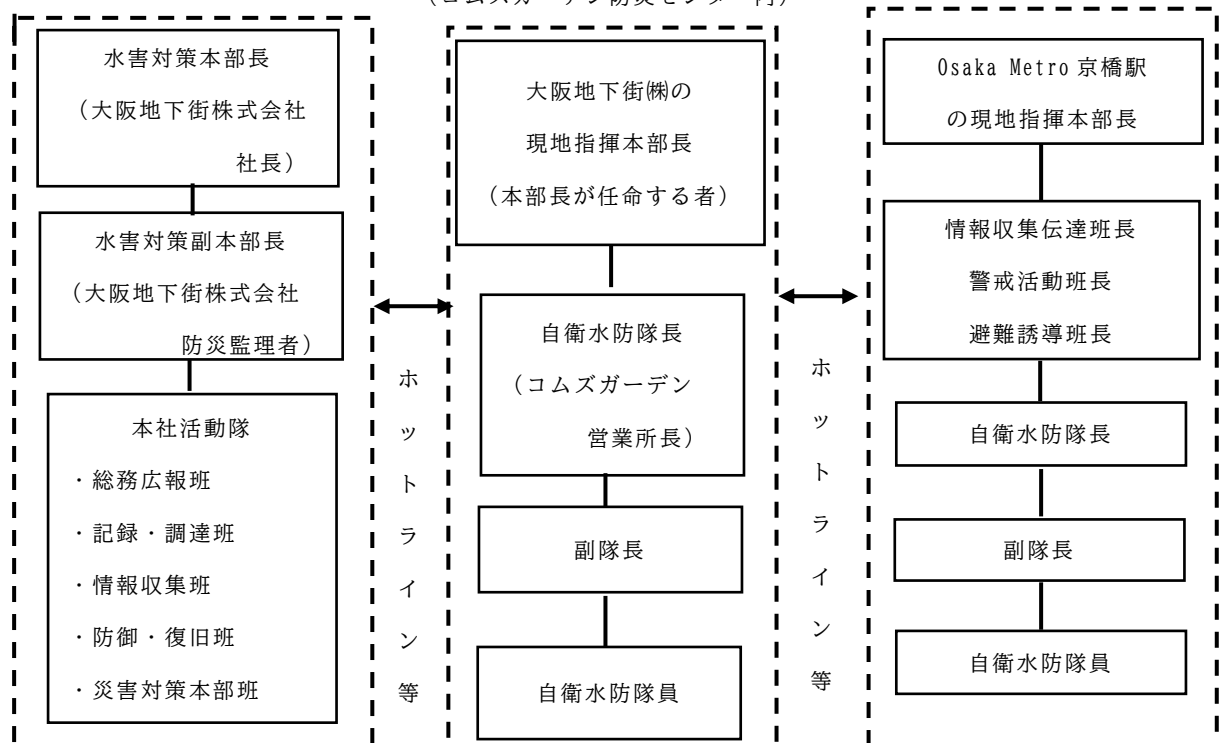


(2) 現地指揮本部長がコムズガーデン防災センター内で指揮をとる場合

(大阪地下街株式会社本社内)

(コムズガーデン防災センター内)

(Osaka Metro 京橋駅内)



3 本部の解散

水害の危険が解消されたと認められたときに、本部を解散する。

4 任務の内容

災害対策本部の任務は次のとおりとし、状況に応じて活動の優先順位を定め、協力して対応するものとする。なお、Osaka Metro 京橋駅においては、本水害対策任務表に定めるもののほか、Osaka Metro 京橋駅の防災活動計画等に基づき任務を遂行する。

水 害 対 策 本 部 任 務 表	
組 織	任 務
水害対策本部長	情報収集伝達、警戒活動、避難指示等に従う措置等
水害対策副本部長	本部長の補佐、本部業務の管理
現地指揮本部長	○現地対策の総合指揮 ○現地状況の情報の収集伝達 ○接続・隣接施設との連携対策 ○応援者などの現地対策
総務・広報班 (総務課)	○関係機関（Osaka Metro・警察）、会社役員への通報・連絡に関する事項 ○被災者対策に関する事項 ○災害現場広報に関する事項 ○報道機関等への広報に関する事項 ○社員の安否確認に関する事項 ○自衛水防隊の活動支援に関する事項 ○他の所管に属さない事項
情報・収集班 (営業企画課) (営業推進課) (店舗開発課) (直 販 課)	○災害、被害情報の収集に関する事項（人的・テナントの被害状況） ○振興組合等への情報連絡、調整に関する事項 ○各店舗の営業（開閉店、休業）等に関する事項 ○自衛水防隊の活動支援に関する事項
防御・復旧班 (計画課) (整備課) (営繕課)	○災害、被害情報の収集に関する事項（物的被害状況） ○自衛水防隊の活動支援に関する事項 ○現場の保存、警戒、整理等防災活動に関する事項 ○各設備、機器の保全に関する事項 ○電気、ガス、給排水、空調、衛生等の応急復旧対策に関する事項 ○施設、店舗等の応急復旧に関する事項 ○応急復旧用資器材の調達に関する事項 ○建設・工事事業に関する事項 ○その他災害防御、災害復旧に関する事項
災害対策本部班 (危機監理室)	○災害発生原因の調査に関する事項 ○被害調査に関する事項 ○防災活動記録に関する事項 ○防災関係機関（消防局・大阪市危機管理室）との連絡調整に関する事項
記録・調達班 (経営企画課)	○食料、飲料その他防災活動資器材の調達に関する事項 ○情報等の記録 ○自衛水防隊の活動支援に関する事項
(備 考) この任務の実施について必要なときは各班相互に協力する。	

(情報収集)

第7条

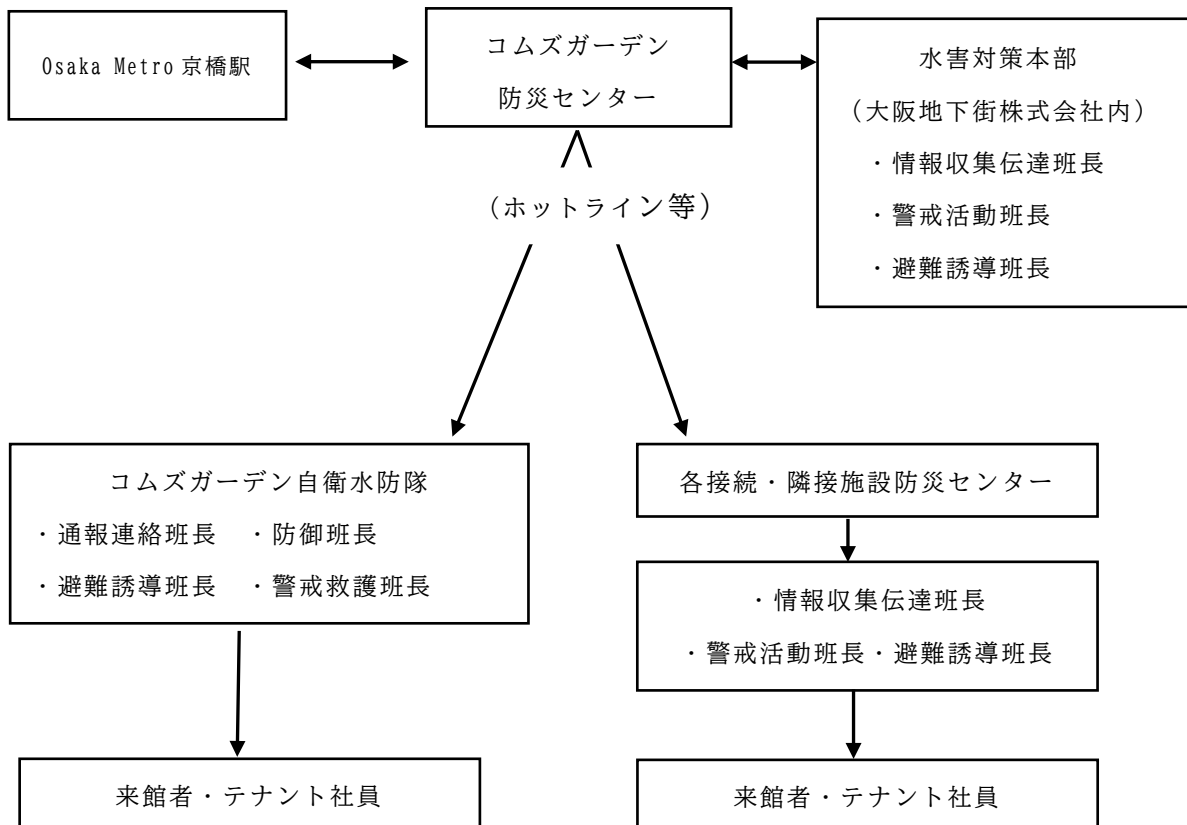
- 1 気象情報にあっては大阪市建設局から伝達され、大阪市に「高齢者等避難」「避難指示」が発令されれば大阪市危機管理室から大阪地下街株式会社(防災センター)に伝達される。
- 2 インターネットにより、気象情報・防災情報の収集に努める。主なものは次の通り
 - (1) 降雨情報・・・ナウキャスト(気象庁 HP)・大阪市降雨情報(大阪市 HP)
 - (2) 河川水位・・・川の防災情報(国土交通省 HP)・河川防災情報(大阪府 HP)
 - (3) 防災情報・・・おおさか防災ネット(大阪市 HP)・気象庁防災情報(気象庁 HP)・防災情報提供センター(国土交通省 HP)
- 3 テレビ、ラジオ、スマートフォン等を活用して気象情報等に情報収集に努める。
- 4 防災センター勤務者の巡回により浸水状況や地下街利用者等の状況を目視で確認する。
また、下水道管が満水になれば一気に道路冠水が起こることを念頭に入れて置くこと。
- 5 監視カメラにより随時、建物内外や地下街利用者等の状況を確認する。

(情報伝達)

第8条

情報伝達は、次に基づき確実に行う。

1 情報伝達体制表



- 2 地下空間全体または他の地下街のブロックと情報共有する必要がある場合は、コムズガーデン防災センターが中心となり連絡を行う。また、Osaka Metro 京橋駅からの避難者の流入が想定される場合、コムズガーデン防災センターに情報連絡が入ることとなっている。
 - ・ コムズガーデン防災センターと接続・隣接施設・との連絡体制表・・・・・・・・別図 3
 - ・ コムズガーデン防災センターと関係機関との連絡体制表・・・・・・・・別図 4

(避難誘導)

第9条

避難誘導は次のとおり。

1 避難の開始時期

大阪市からの「高齢者等避難」「避難指示」が発令された時又は水害対策本部長が必要と認めたときとするほか、それぞれの計画に基づき避難を開始する。

また、地下街への浸水が始まったことが確認されれば、大阪市の発表に関わらず、現地の状況に応じて避難措置を実施する。なお、それぞれの対応については次のとおりとする。

- (1) 該当地域に「高齢者等避難」が発令された場合、コムズガーデンは、地下階の店舗の閉店準備を指示し、地下街利用者等に対して、非常放送により「高齢者等避難」の発令を周知し、地下空間からの退出を呼び掛けるとともに、高齢者等災害時要援護者の避難誘導を行う。
- (2) 該当地域に「避難指示」が発令された場合、コムズガーデンは、地下階の店舗の閉店を指示するとともに、すべての地下街利用者等に対して非常放送により「避難指示」の発令を周知し、地下空間からの退出を呼び掛けるとともに、避難誘導を行う。

2 避難場所及び避難経路

- (1) 避難場所は、原則として、垂直避難時の場合は隣接施設等の3階以上の階とし、水平避難時の場合は浸水想定区域外の安全な場所とする。また、近隣にある公立小学校、中学校の中から事前に指定する災害時避難所を災害状況に応じて活用する。
- (2) 避難場所への避難経路は、直近の避難階段を経由することを原則とするが、当該避難経路では有効に避難できない場合は、別の避難経路を選定し、必要に応じて人員の配置、ロープ等を張り迂回路を周知する。

3 留意事項

- (1) 避難誘導は安全、確実、迅速を旨とし、来街者の避難を最優先する。特に身体に障がいを持った人や傷病人及び老人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者や外国人にあっては避難に時間を要することを念頭に入れて避難場所を選択するなど最大限の配慮が必要となる。

- (2) 警備員は、街内放送により避難の呼びかけを行い、パニック防止に努めるとともに、停電の恐れがあることから、エレベーターやエスカレーターが使用不可であることを周知する。
- (3) 避難誘導の際には、放送設備、拡声器、デジタルサイネージ等を活用し避難方向を明確に指示し、また、店舗従業員は避難誘導旗を活用して先導するなど混乱発生防止に努める。
- (4) 停電時に避難経路を確保する必要がある場合は、照明器具、誘導ロープ等の資器材を有効に活用する。
- (5) 必要に応じて、地上の階段入口にロープを張り、立ち入り禁止標識を掲げ、また、接続・隣接する施設との取り合いシャッターを閉鎖し通行人の進入を禁止する。
- (6) 避難誘導先を接続・隣接施設とする際は、連絡、確認の上、誘導すること。

(自衛水防組織の設置)

第 10 条

コムズガーデンの統括防火・防災管理者を自衛水防隊長とし、大阪地下街株式会社防火・防災計画第 50 条に定める地下街自衛消防隊を運用し、自衛水防組織と定める。そして大阪地下街株式会社と入店者が共同して自衛水防隊を編成する。なお、組織表は別表 1 とする。

- 1 統括防火・防災管理者不在の時は、在室上位者がその業務を代行する。
- 2 営業所等の終業時及び休日等で社員が不在の時は、委託保安員又は委託技術員の責任者が自衛水防隊長の業務を代行する。
- 3 自衛水防組織に班を置く。
 - (1) 通報連絡班、防御班、避難誘導班及び警戒救護班を置く。
 - (2) 各班の任務は、別表 2 に掲げる任務とする。
 - (3) 防災センターを自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務者（委託保安員を含む、以下同じ）及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。
 - (4) 自衛水防組織の運用については、自衛消防組織と同様とする。
 - (5) 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき、情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

(施設点検計画)

第 11 条

防災センター勤務者及び警戒活動班は、突然の集中豪雨等の災害に速やかに対応するため、各出入口の浸水防止施設、水防資器材の位置や構造、状態を常に把握、点検しておく。

- 1 浸水防止施設の現況
コムズガーデンの地上出入口には、止水板が合計 11 基設置されている。
- 2 浸水防止施設の格納場所及び水防資器材の現況
土嚢については直近倉庫に格納し、水防資器材の現況については防災センターに掲示し、

施設点検及び浸水対策に活用する。

3 浸水防止施設の格納場所及び水防資器材の現況

止水板及び部品・工具（懐中電灯・携帯用拡声器・無線機・土嚢等）の格納場所並びに水防資器材の現況を止水板設置マニュアルに示し、防災センター等に設置し、施設点検及び浸水対策に活用している。

第2章 内水氾濫対策計画

(計画の目的)

第12条

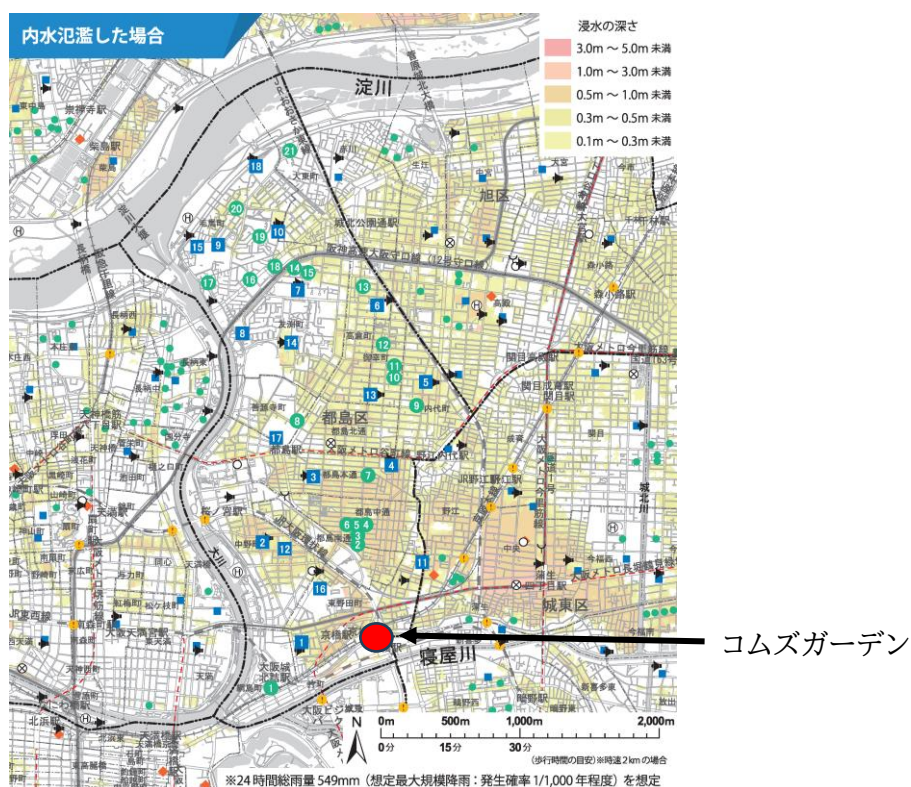
この計画は、ゲリラ雷雨や集中豪雨（以後「集中豪雨等」という）による内水氾濫に対する必要な措置に関する計画を作成し、地下街利用者等の避難をはじめ、浸水対策に資することを目的とするとともに、各接続・隣接施設との情報共有と連携を図り、止水対策を実施する。

(災害の想定)

第13条

1 浸水想定

本計画で対象とする災害は、集中豪雨等による内水氾濫とする。浸水想定については、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、下図に示すとおり、コムズガーデン周辺地区では0.3mから1mの浸水被害が想定される。



※ ハザードマップ作製にあたり想定し得る最大規模の降雨とは、国が定める基準に基づいて、過去に本市で観測した最大の降雨(昭和32年6月26日～28日(台風5号)、総雨量293ミリ、1時間最大雨量50.5ミリ)における降雨の波形(時間的な分布)を、地域ごとに定められた最大降雨量となるように引き伸ばして作成したもので、24時間総雨量549ミリ、1時間最大雨量147ミリの降雨となり、これは概ね1,000年に1度起きる降雨となる。

なお、昭和32年6月26日～28日(台風5号)における降雨の継続時間は38時間のため、降雨を与えている継続時間は38時間となり、その降雨量は588ミリとなる。

（情報収集）

第 14 条

第 7 条に準ずる他、次の事項に留意すること。

集中豪雨等は急に発生することが多々あり、予測が困難であるため、気象庁の警報、注意報の発表に関わらず、降雨情報等に注意を払い、特に雨季や夏季、台風の時期においては警戒準備を怠らないこと。

（情報伝達）

第 15 条

第 8 条に準ずる他、地下街利用者等の避難誘導のために、集中豪雨時の各出入口の浸水状況（浸水防止施設の設置を含む）について、コムズガーデン営業所及び Osaka Metro 京橋駅にも情報発信すること。

（警戒活動）

第 16 条

1 警戒配備体制

地下街等における避難確保・浸水防止計画体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する配備体制は被害危険度により次の 4 段階とする。

警 戒 配 備 表			
体 制	該 当 要 件	配 備 人 員	
		各接続・隣接施設等	大阪地下街（参考）
注 意	大阪管区气象台から大阪市に「大雨注意報」、「洪水注意報」のいずれかが発表された場合	それぞれの計画に基づいた配備人員	防災センター勤務者による警戒
警 戒	大阪管区气象台から大阪市に「大雨警報」（台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時）が発表された場合		指定社員 （3 号招集）

厳 戒	気象庁から大阪府域に「大雨特別警報」が発表された場合又は大阪市から「高齢者等避難」が発令された場合	課長代理級以上及び指定社員 (2号招集)
非 常	大阪市から「避難指示」が発令された場合	社員全員 (1号招集) (アルバイト、派遣社員は対象外)

なお、非常体制に移行時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

2 警戒活動内容

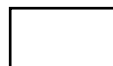
コムズガーデン周辺地区における内水氾濫の浸水深想定は0.3mから1mとなっているが、地表で想定される浸水深が小さくても、低い位置にある開口部から浸水が始まると、継続的に地下空間に水が流入する。また、雨量のみならず、周辺道路等の状況によっては、降雨の発生から浸水開始までのリードタイムが短くなり、街内に多くの人が滞在していることが考えられることなどから、監視カメラの映像や目視により地上部の浸水状況を的確に把握し、止水板や土嚢の設置による止水対策に努め、止水対策を講じても浸水の恐れがある場合には水の流入の危険性のない出入り口からの避難誘導を心掛け、外部の状況や浸水状況に応じた避難誘導を実施すること。

3 浸水防止対策

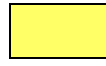
- (1) 浸水危険については、道路等の巡回を行い冠水状況の目視確認により浸水危険を判断する。
- (2) 浸水防止措置が必要と判断すれば、速やかに「コムズガーデン止水板設置マニュアル」に基づいて、下図に示す通り、浸水危険の高い出入口から順番に、浸水防止措置（止水板の設置等）や立ち入り制限措置を実施することとするが、浸水状況によっては、止水板優先順位にとらわれることなく的確に対処すること。
- (3) 警戒状況、浸水状況や浸水防止措置等について接続・隣接施設と情報共有を図り、特に、夜間休日等、対応可能な人員が少ない場合などにおいては、相互に連携を図り浸水防止措置にあたること。

〈優先順位図〉

優先順位	番号	階段番号	優先順位	番号	階段番号
1	①	5号階段	9	⑨	1号階段
2	②	6号階段	10	⑩	テラス
3	③	エスカレーター西側	11	⑪	東連絡通路（小階段）
4	④	エスカレーター東側	12	⑫	3号階段
5	⑤	客用（1号）エレベーター	13	⑬	7号階段
6	⑥	人荷用（2号）エレベーター			
7	⑦	2号階段			
8	⑧	4号階段			



：既存パネル設置階段



：ガデリウス止水板設置階段



：土嚢設置階段

内水	警戒活動		避難誘導～避難完了		避難継続
	0分	約 30 分後	約 40 分後	約 60 分後	約 70 分後
状況	大雨の降り始め	道路冠水の発生	止水板等を設置していない出入口から水が流入するおそれ	止水板等を設置した出入口から水が流入するおそれ	
地下街管理者	・警戒体制 ・情報収集 ・監視カメラ、巡回等により周囲の状況を監視し、情報を収集する ・気象情報の収集 ・排水ポンプの点検 ・止水板や土嚢の準備	・道路冠水状況及び出入口の状況監視し、避難可能出入口を把握 ・地下街利用者等に周囲の状況を周知 ・各管理者と情報共有 ・道路冠水付近の出入口の閉鎖 ・必要に応じて止水板や土嚢を設置	・利用者に周囲の状況を周知 ・各管理者と情報共有 ・管理者は地下店舗の閉店準備 ・避難可能な出入口の決定 ・地下駅管理者は鉄道の運休準備と運休予定の周知	・地下街利用者等に周囲の状況を周知 ・各管理者と情報共有 ・地下街利用者等に避難の呼びかけ、水平避難もしくは垂直避難を誘導 ・店舗の閉店 ・水が流入する恐れのある出入り口付近のエリアを封鎖 ・地下駅管理者は状況に応じて鉄道の運休及び運行計画を周知	・各管理者と情報共有
地下駅管理者	・警戒体制 ・監視カメラ、巡回等により周囲の状況を監視し、情報を収集する ・気象情報の収集 ・水防資機材の点検準備	・道路冠水状況及び出入口の状況監視し、避難可能出入口を把握 ・地下街利用者等に周囲の状況を周知 ・各管理者と情報共有 ・必要に応じて止水板や土嚢の設置 ・道路冠水付近の出入口の閉鎖	※止水板等の設置が間に合わなかった場合は右欄の避難対策に移行		
本計画における警戒配備体制	3号招集(大雨警報(台風接近・大阪府内域に線状降水帯予測情報発表時)発表時) 2号招集(大雨特別警報発表時又は「高齢者等避難」発令時) 1号招集(「避難指示」発令時)				
気象台	大雨警報・洪水警報・大雨特別警報				

※ 3号招集は大阪市内に大雨警報(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表)が発令された場合

(避難誘導)

第 17 条

避難誘導は第 9 条に準ずる他、次のとおりとする。

1 避難場所、避難経路及び留意事項

- (1) 避難措置の実施時期に関しては、外水氾濫においては、災害対策基本法第 60 条に基づき、大阪市長から該当地域に「高齢者等避難」、「避難指示」が出された時点で避難措置を実行することとなるため、次の指示がどの時点で発令されるかが非常に重要となるが、内水氾濫については、地下街への浸水が始まったことが確認されれば、大阪市の発表に関わらず、現地の状況に応じて避難措置を実施する必要があることに留意すること。
- (2) 避難先の選定にあっては豪雨や雷雨などが継続している場合や道路冠水により通行が困難となっている場合があることに十分留意し、避難誘導が完了すればその後、自らも避難する。

2 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

●「ゲリラ豪雨」の場合

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・只今、(大阪市に大雨警報が発表され)、現在相当激しい雨が降り続いております。
- ・このため、コムズガーデンでは非常警戒体制をとり、地下街への浸水に備えて、地上出入口の止水板（土嚢）設置準備作業を実施しております。
- ・今後お知らせいたします気象情報に十分ご注意ください。

●「止水板（土嚢）を設置した」場合

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・現在、コムズガーデン周辺地区で集中豪雨が発生しているため、〇〇階段出入口に止水版（土嚢）を設置いたしました。
- ・〇〇階段出入口は通行止め（通行が困難）となっておりますのでご注意ください。
- ・今後の気象状況にご注意ください。

○現地案内例 （※ 地下街等への浸水の恐れが生じた場合）

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・集中豪雨の影響で〇〇（階段）付近は浸水する恐れがありますので、（地上に上がって）避難してください。大変危険ですのでゆっくりと（〇〇階段から）お進みください。
- ・エレベーター、エスカレーターは停止しておりますので、階段をご利用ください。
- ・避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出ください。

※ 街内放送にあっては、地下街利用者等に周知を図るため可能な限り繰り返し放送すること。

第3章 外水氾濫対策計画

(計画の目的)

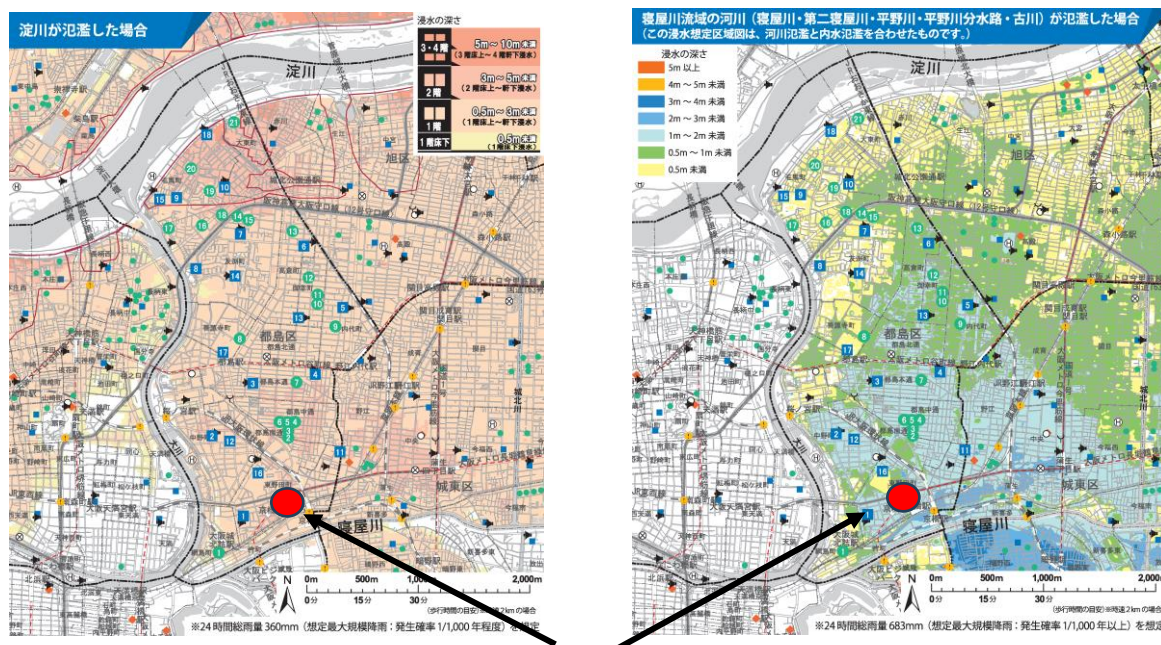
第18条

この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、地下街利用者等の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とする。

(災害の想定)

第19条

本計画で対象とする災害は、最大規模の降雨（683mm/24h）によって淀川及び寝屋川流域の河川が氾濫した場合における外水氾濫とする。浸水想定については、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、コムズガーデン周辺地区は淀川氾濫による浸水高が0.5mから3m、寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路氾濫による浸水高が1.0から2.0mとなっている。



コムズガーデン

(情報収集)

第20条

第7条に準ずる他、河川情報に細心の注意を払い、次の事項に留意すること。

- 1 洪水予報については、大阪市建設局から大阪地下街株式会社（防災センター）に伝達される。また、淀川や寝屋川流域の河川の決壊の危険性が高まった場合には、大阪市危機管理室から高齢者等避難、避難指示が伝達される。

- 2 浸水危険については、道路等の巡回を行い冠水状況の目視確認により浸水危険を判断する。また、下水道管が満水になれば一気に道路冠水することがあることを理解しておくこと。

(情報伝達)

第 21 条

第 8 条に準ずる。

(警戒活動)

第 22 条

1 警戒配備体制

地下街における避難確保・浸水防止計画体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する発令体制は被害危険度により次の 4 段階とする。

警 戒 配 備 表			
体 制	該 当 要 件	配 備 人 員	
		各接続・隣接施設	大阪地下街
注 意	大阪管区气象台から大阪市に「大雨注意報」、「洪水注意報」のいずれかが発表された場合	それぞれの計画に基づいた配備人員	防災センター勤務者による警戒
警 戒	大阪管区气象台から大阪市に「大雨警報」（台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時）が発表された場合		指定社員 （3 号招集）
厳 戒	気象庁から大阪府域に「大雨特別警報」や大阪市から「高齢者等避難」が発表・発令されるなど、地下空間への水害が発生する恐れがある場合。		課長代理級以上及び指定社員 （2 号招集）
非 常	淀川の堤防決壊により全市にわたり甚大な浸水被害が発生する可能性が高まった場合や、大阪市から「避難指示」が発令された場合		社員全員 （1 号招集） （アルバイト、派遣社員は対象外）

なお、避難開始時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

2 警戒活動内容

淀川や寝屋川流域の河川が氾濫した場合、コムズガーデン周辺地区周辺では0.5から3.0m、の浸水被害が想定されることから、接続施設の代表者は気象情報や淀川、寝屋川流域の河川の洪水情報の収集に努め、洪水予報が発表されれば確実に情報を伝達し、情報共有を図る。

また、水位の上昇が見込まれている段階など、早期においては、周囲の状況や施設内の滞在者の状況を監視し、必要に応じて、内水氾濫対策の浸水防止対策に準じ、「コムズガーデン止水板設置マニュアル」に基づいて、浸水危険の高い出入口から順番に浸水防止措置（止水板の設置等）や立ち入り制限措置を実施するとともに、湧水槽の水を下水道に放出するなど事前対策を講じ、大阪市から該当地域に「高齢者等避難」「避難指示」発令があれば避難誘導に総力をあげて対処する。

外水	警戒活動		避難誘導～避難完了	避難完了	避難継続
	0分	約1時間後	約2時間後	約3時間後	
状況	水位上昇が見込まれている段階	高齢者等避難を発令する目安となる水位に到達し、避難指示を発令する水位に到達する可能性あり	避難指示を発令する水位に到達	緊急安全確保を発令する水位に到達若しくは河川氾濫が発生若しくはそのおそれが高い	コムズ周辺に 氾濫流到達 浸水
大阪市		該当する地域に「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令（地下街・地下駅へ直接伝達）	該当する地域に「警戒レベル4 避難指示」を発令（地下街・地下駅へ直接伝達）	該当する地域に「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令（地下街・地下駅へ直接伝達）	
水防事務組合等	巡視	巡視	巡視	巡視、水防活動	
地下街管理者	・警戒体制 ・気象情報の収集 ・周囲の状況を監視 ・必要に応じ止水板や土嚢の設置準備又は設置 ・各管理者は地下店舗等の閉店を検討	・高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、接続・隣接施設の3階以上へ避難誘導 ・店舗の閉店準備又は閉店 ・各管理者と情報共有	・避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、接続・隣接施設の3階以上へ避難誘導 ・店舗の閉店 ・各管理者と情報共有	・各管理者と情報共有	・各管理者と情報共有
地下駅管理者	・各管理者と情報共有 ・地下駅管理者は鉄道の運休を検討 ※ 台風接近情報発表の場合は各店舗の臨時休業や営業時間の短縮等の検討	・高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、避難誘導 ・鉄道の運休準備と運休予定の周知 ・各管理者と情報共有	・避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導 ・鉄道の運休及び運行計画を周知 ・各管理者と情報共有	(避難完了していない場合) ・緊急安全確保が発令されたことを周知 ・すべての地下街利用者等へ至急避難をするよう呼びかけ、垂直避難の場合は3階以上の階へ避難誘導、その後、管理者も避難	
本計画における警戒配備体制	※ 3号招集	2号招集	1号招集・		
気象台	大雨警報・洪水警報・大雨特別警報				
河川管理者 (淀川河川事務所)	洪水予報発表(気象台と共同で発表) 氾濫注意情報 ⇒ 氾濫警戒情報 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 氾濫危険情報 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 氾濫発生情報				

※ 3号招集は大阪市内に大雨警報(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表)が発令された場合

(避難誘導)

第 23 条

避難誘導は第 9 条に準ずる他、次のとおりとする。

1 避難場所及び避難経路

超大型台風等の接近が想定されており、甚大な被害が予想される場合は、学校・企業の休校や休業、在宅学習やテレワーク、また、不要不急な外出の制限、屋内待機などが求められていたり、タクシーやバス、鉄道の計画運休等の措置により地下街には通行人やお客様はほとんどいないと考えられるが、淀川や寝屋川流域の河川が氾濫した場合、コムズガーデン周辺地区の浸水高は最大で 3.0 m となり、時間的に余裕が無いことや台風に伴う暴風・豪雨下においての水平避難は危険が伴うことなどから、原則、垂直避難とする。また、近隣にある公立小学校、中学校の中から事前に指定する収容避難場所を災害状況に応じて活用する。

2 留意事項

「高齢者等避難」が発令されてから 60 分以内に避難誘導を完了することでリスクが最小となることを念頭に入れて、避難誘導に携わる全ての担当者は、地下街利用者等の避難誘導に全力を尽くし、避難誘導が完了すればその後、自らも避難する。

3 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

●「高齢者等避難」発令時

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・只今、都島区全域に「高齢者等避難」が発令されました。避難に時間を要すると思われる方は警備員の誘導により避難を開始してください。なお、避難にあたり援護を要する方を見かけた方はお近くの警備員にご連絡をお願いします。
- ・ また、援護を要する方のお近くにおられる方は、避難について、ご支援、ご協力をお願いします。なお、各店舗の皆様は、自店舗の閉店について準備を行ってください。
- ・ ○○階段から地上に上がって近くの頑丈な建物の 3 階以上に避難してください。

●「避難指示」発令時

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・只今、都島区全域に「避難指示」が発令されました。
- ・皆様は、警備員の指示に従って、避難を開始してください。
- ・避難に当たり援護を要する方を見かけた方は、お近くの警備員にご連絡をお願いします。
また、援護を要する方のお近くにおられる方は、避難について、ご支援、ご協力をお願いします。なお、各店舗の皆様は、自店舗の閉店を行ってください。
- ・〇〇階段から地上に上がって近くの頑丈な建物の３階以上に避難してください。

●「止水板（土嚢）を設置した」場合

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・コムズガーデン周辺地区で集中豪雨が発生しているため、地下街への浸水に備えて、〇〇階段出入口に止水板（土嚢）を設置いたしました。
- ・〇〇階段出入口は通行止め（通行困難）となっておりますのでご注意ください。
- ・今後の気象状況にご注意ください。

○現地案内例

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・雨の影響で地下街は危険な状況となっておりますので、地上に上がって、避難してください。慌てずゆっくりと（〇〇階段から）お進みください。
- ・エレベーター、エスカレーターは停止しておりますので〇〇階段をご利用ください。
- ・避難に当たり援護が必要な方がいらっしゃいましたら係員までお申し出ください。
- ・〇〇階段から地上に上がって近くの頑丈な建物の３階以上に避難してください。

※ 街内放送にあつては、地下街利用者等に周知を図るため可能な限り繰り返し放送すること。

第4章 津波対策計画

(計画の目的)

第24条

この計画は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、1時間50分後に大阪市内沿岸部に津波が来襲することが予想されることから、地下街利用者等が津波到達までに円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(災害の想定)

第25条

本計画で対象とする災害は、大阪市に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震の南海トラフ巨大地震が発生した場合の津波避難に重点を置いた対策とする。浸水想定については、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、コムズガーデン周辺地区は浸水想定区域外である。



(情報収集)

第26条

第7条に準じて情報を収集する他、特にテレビやラジオ及びインターネット等により地震情報、津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さ等）に関する情報の収集に努める。

(情報伝達)

第 27 条

第 8 条に準ずる。

(警戒活動)

第 28 条

1 警戒配備体制

地下街における避難確保・浸水防止計画体制を図るため、通常業務の一部若しくは全部を停止し、地区全体で対処することとするが、警戒活動に対する発令体制は被害危険度により次の 3 段階とする。

警戒発令表			
体制	該 当 要 件	招集人員	
		各接続・隣接 施設	大阪地下街
注 意	大阪市域において「震度 4」を観測したとき	それぞれの計画に基づいた 配備人員	防災センター勤務者 による警戒 (3 号招集)
厳 戒	大阪市域において「震度 5 弱」を観測したとき、「津波警報」が発表されたとき		課長代理級以上及び 指定社員 (2 号招集)
非 常	大阪市域において「震度 5 強以上」を観測したとき、「大津波警報」が発表された場合又は、大阪市域に「避難指示」が発令されたとき		社員全員 (1 号招集) (アルバイト、派遣 社員は対象外)

なお、避難開始時及び避難完了後には、大阪市危機管理室へ連絡すること。

2 警戒活動内容

地震・津波の発生は台風・洪水に比べて予測が困難であり、地震発生直後は数多くの地下街利用者等が滞在していることも考えられることから避難誘導を最優先した警戒活動を実施する。

また、南海トラフ巨大地震では地震発生から約1時間50分後に大阪市内沿岸部に津波が到達することなどから、地震・津波情報の収集に努め、状況に応じた避難誘導、避難経路等を確実に伝達するとともに、休祝日などに地震・津波が発生すれば、参集出来ない社員もいると考えられ、十分な警戒体制をとることができないことも想定されることから、地下街や接続・隣接施設で従事する全ての社員、委託事業者、テナント従業員は日頃から万一の場合に備え、協力体制を構築しておくことが必要である

津波		警戒活動		避難誘導～避難完了		避難完了		避難継続	
0分		約3分後				約1時間50分後			
状況		南海トラフ巨大地震発生(最大震度6弱)		津波発生		大阪市沿岸部に津波到着		浸水	
大阪市				該当する地域に避難指示を発令					
地下街管理者		・身を守る行動、出火防止措置等 ・周囲の人の安否確認 ・地下街利用者等への地震発生を周知(放送設備・デジタルサイネージ等) ・ライフライン等の確認 ・警戒体制 ・出入口の扉の開放		・すべての地下街利用者等に対して「津波警報」又は「大津波警報」、「避難指示」が発令されたことを周知する ・各管理者と情報共有 ・ガス遮断弁状態の確認 ・設備室の被害状況を確認し、最小限の保守と応急対応、その後、各設備室に止水板等を設置(店舗従業員) ・店舗内の安全確認と施錠、シャッター閉鎖 ・お客様を店舗外に出した後、誘導旗をもって、地上の安全が確認できれば、浸水想定区域外に避難誘導(目標は桜宮小学校)		・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、可能な限り施設防護措置(止水板の設置、立入り制限措置等) ・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、又は大阪市域に津波が到達したという情報を得た時点で、管理者も近くの頑丈な建物の3階以上に避難		各管理者と情報共有	
地下駅管理者				・出火防止とライフライン等の確認 ・すべての地下街利用者等に対して「津波警報」又は「大津波警報」、「避難指示」が発令されたことを周知し、避難誘導(地下街管理者の避難誘導と合流) ・各管理者と情報共有 ・可能な限り施設防護措置(止水板の設置、立入り制限措置) ・鉄道の運休及び運行計画を周知		・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、可能な限り施設防護措置(止水板の設置、立入り制限措置等) ・すべての地下街利用者等の避難完了を確認後、又は大阪市域に津波が到達したという情報を得た時点で、管理者も近くの頑丈な建物の3階以上に避難			
計画における警戒配備体制		2号招集(大阪市域において震度5弱を観測、津波警報発表時)・1号招集(// 震度5強以上を観測、大津波警報発表時)							
気象台		緊急地震速報		津波警報・大津波警報					

(避難誘導)

第 29 条

避難誘導は第 9 条に準ずる他、次のとおりとする。

1 避難の時期

気象庁から大津波警報又は津波警報が発表された場合。

2 避難場所及び留意事項

(1) 原則、水平避難（目標は桜宮小学校）とするが、周囲の状況などから危険が伴うと判断した場合は、垂直避難とする。また、近隣にある公立小学校、中学校の中から事前に指定する収容避難場所を災害状況に応じて活用する。（別図 5）

(2) コムズガーデン周辺地区は津波による浸水想定外の場所であることを念頭に置いて、地上の安全が確認されるまではお客様を街内にとどめることも考慮すること。

(3) 避難に時間を要する高齢者等要援護者の避難においては、近くの頑丈な建物の 3 階以上の階への避難誘導を考慮する。

3 来街（場）者・従業員等に対する放送及び案内の内容

街内放送例

●地震発生時

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・現在、地震が発生しています。揺れが収まるまで、身を守る行動をとってください。

●3分～5分

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・先程の地震は〇〇〇を震源とする、最大震度〇〇の大きな地震で、津波警報（大津波警報）が発表され、都島区に避難指示が出ました。
- ・現在、地上の安全を確認していますので、地下街ご利用の皆様は、落ち着いて、今しばらく、おまちください。安全が確認でき次第、警備員が地上に避難誘導いたします。
- ・店舗従業員の方々はお客様をお店の外に誘導し、速やかにガス等の火元を確認し、シャッターを閉めて閉店してください。

● 5分～8分

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・先程の地震で、津波警報（大津波警報）が発表され、都島区に避難指示が出ました。
（地上の安全が確認された後）
- ・ただいま地上の安全が確認されましたので、皆様におかれましては落ち着いて、警備員並びに誘導旗を持った店舗従業員の指示に従って、地上に上がり桜宮小学校へ避難してください。
- ・店舗従業員の方々は誘導旗を持って、お客様の避難誘導にあたってください。

● 8分～10分

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・店舗の方々は誘導旗を持ってお客様を、桜宮小学校へ避難誘導してください。

● 10分～

- ・こちらはコムズガーデン防災センターです。
- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・先程の地震で、津波警報（大津波警報）が発表され、大阪市から都島区に避難指示が出ています。皆様におかれましては、落ち着いて警備員の指示に従って、地上に上がり桜宮小学校まで避難してください。

○現地案内例

- ・地下街ご利用の皆様にお知らせします。
- ・〇〇階段から地上に上がって避難してください。目標は桜宮小学校です。

※ 街内放送にあつては、地下街利用者等に周知を図るため可能な限り繰り返し放送すること。

第5章 高潮対策計画

(計画の目的)

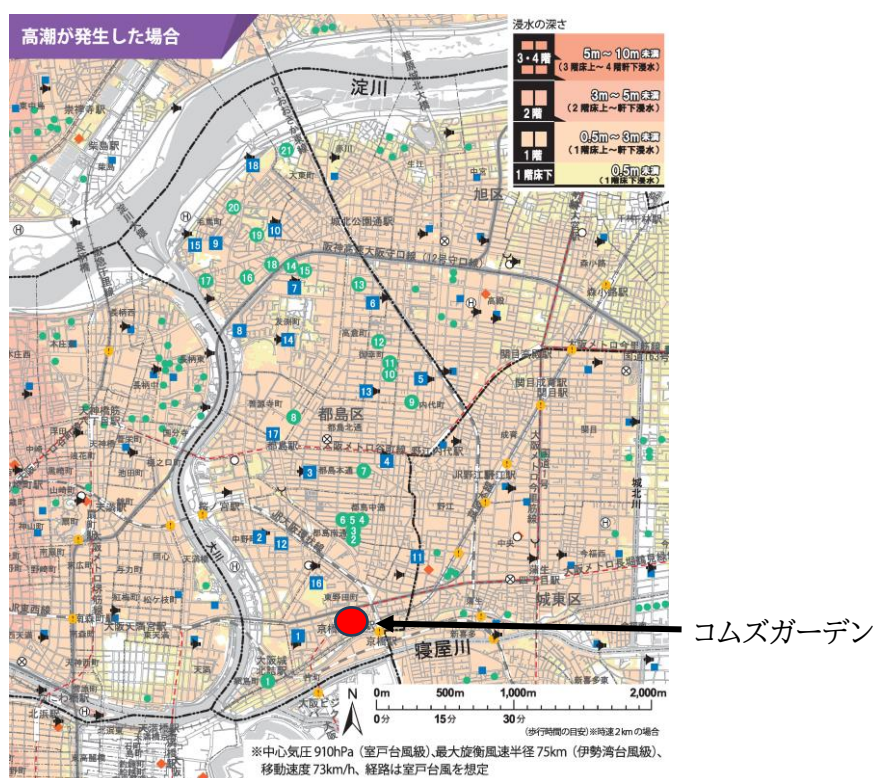
第30条

この計画は、高潮による浸水被害に対する必要な措置に関する計画を作成し、地下街利用者等の避難をはじめ、浸水対策に資することを目的とする。

(災害の想定)

第31条

本計画で対象とする災害は、想定し得る最大規模の台風（中心気圧 910hpa）が室戸台風経路で大阪府域に来襲し、高潮及び河川氾濫の発生によって複数の堤防が決壊したと想定し、それぞれの浸水深及び浸水範囲を重ね合わせた高潮浸水想定区域（大阪港湾局作成）を基に、大阪市が公表している「水害ハザードマップ」に基づく浸水想定区域とし、下図に示す通り、コムズガーデン周辺地区の浸水深は0.5mから3mと想定される。



(情報収集)

第32条

第20条外水氾濫計画に準ずるほか、次の事項について留意すること。

- 1 高潮に関する防災気象情報（予報円、進行方向・速度、中心気圧等）が、気象庁から台風が上陸する概ね5日前から段階的に発表される。

- 2 気象庁からの大雨や洪水、高潮に関する情報の収集に努めること。
- 3 台風の府域上陸・最接近の前日 18 時までを目安に大阪府から「災害モード宣言」が発信され、連携して大阪市から「ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけ」などが行われる。
- 4 台風の進路方向に向かって右の半径では台風の移動方向と風向きが同じであるため、風が強くなり、高潮が生じやすくなることや、高潮により海から川に逆流し、水位が上昇している状況で、大量の雨が降れば、浸水高が高くなり、河川氾濫に繋がることを念頭に置いて、早期に台風の進路などの動向把握に努めること。
- 5 大型台風の対策として鉄道各社が、計画運休を行うため、運行状況にも注視する必要がある。

(情報伝達)

第 33 条

第 21 条外水氾濫計画に準ずる。

(警戒活動)

第 34 条

第 22 条外水氾濫計画に準ずる。

高潮	警戒活動	避難誘導～避難完了		避難完了	避難継続
台風接近	約 12～48 時間前	約 6～12 時間前	約 3～6時間前	約 1 時間前	0分
状況		高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)を発表かつ、大阪市域の予測潮位が、危険潮位(OP+5.2m)を超える	高潮警報若しくは高潮特別警報を発表かつ大阪市域の予測潮位が、危険水位(OP+5.2m)を超える	高潮氾濫発生情報を発表若しくは大阪市域で浸水被害の発生若しくはその恐れが高い	台風最接近
大阪府	災害モード宣言			高潮氾濫発生情報	
大阪市		該当する地域に警戒レベル3 高齢者等避難を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	該当する地域に警戒レベル4 避難指示を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	該当する地域に警戒レベル5 緊急安全確保を発令(地下街・地下駅へ直接伝達)	
地下街管理者	・警戒体制 ・気象情報の収集 ・周囲の状況を監視 ・必要に応じ止水板や土嚢の設置準備又は設置 ・各管理者は地下店舗等の閉店を検討	・高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、近くの頑丈な建物の3階以上へ避難誘導 ・店舗の閉店準備又は閉店 ・各管理者と情報共有	・避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、近くの頑丈な建物の3階以上へ避難誘導 ・店舗の閉店 ・各管理者と情報共有	・各管理者と情報共有	・各管理者と情報共有
地下駅管理者	・各管理者と情報共有 ・地下駅管理者は鉄道の計画運休を検討	・高齢者等避難が発令されたことを周知し、対象者に避難を呼びかけ、避難誘導 ・鉄道の運休準備と運休予定の周知 ・各管理者と情報共有	・避難指示が発令されたことを周知し、すべての地下街利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導 ・鉄道の運休及び運行計画を周知 ・各管理者と情報共有	(避難完了していない場合) ・緊急安全確保が発令されたことを周知 ・すべての地下街利用者等へ至急避難をするよう呼びかけ、近くの頑丈な建物の3階以上の階へ避難誘導、その後、管理者も避難	
本計画における警戒配備体制	※ 3号招集	2号招集	1号招集		
気象台	高潮注意報・高潮警報・高潮特別警報				

※ 3号招集は大阪市内に大雨警報(台風接近・大阪府域に線状降水帯予測情報発表時)が発令された場合

(避難誘導)

第 35 条

第 23 条外水氾濫計画に準ずる。

第 6 章 防災教育・訓練

(防災教育)

第 36 条

地下空間施設を管理する社員や地下空間施設で従事するテナント従業員等が平素から備えるべきこと、分担・協力して実施すべき災害対策、地下空間における高齢者や身体障害者などの援護を要する者への助け合い精神を重点とした防災教育を実施し、自主防災への積極的な取組みの啓発を図る。

防災教育の内容は次によるものとする。

1. 避難確保・浸水防止計画の周知徹底
2. 止水板設置マニュアルの周知徹底
3. 浸水予防の周知徹底
4. 防災体制の周知徹底
5. 水害等に関する事項の周知徹底
6. その他の防災管理上必要な事項

(防災教育・訓練の実施)

第 36 条の 2

自衛水防組織の充実を図るため、防災教育・訓練の実施は次による。

防災教育・訓練計画		
区分	実施回数	実施要領等
防火・防災管理業務に従事する者	1 回/年以上	関係法令及び防災管理に関する資料をもとに研究会、講習会を行う
自衛水防組織の構成員 (従業員・テナント社員) (図上訓練)	1 回/年以上	配付資料による図上訓練を行い、実地訓練の準備を行う
自衛水防組織の構成員 (従業員・テナント社員) (実地訓練)	1 回/年以上	図上訓練の教育内容に基づき、実地訓練を実施する

(防災訓練の実施方法)

第 36 条の 3

防災訓練の実施方法は次による。

1. 訓練の内容

地下空間浸水防止対策を重点としての訓練を次により行う。

図上訓練は、参加者がテーブルに広げられた地図を囲み、地下空間が浸水したと想定し、水防に対する意見や問題点を抽出し討議する。

実地訓練は、実際の災害を想定した訓練とし、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練等を行う。

2. 訓練シナリオ

(1) 図上訓練

大阪地下街株式会社を中心に、各テナント及び接続・隣接施設の関係者の参加のもとに、地下空間が浸水したと想定したシミュレーションを通じて、参加者の水防に対する意見や問題点を共通認識とすることとして行う。

図上訓練の方法は、災害規模、発生場所を図面に表示し、各自定められた任務分担と活動基準に従って図上で活動を展開し、判断力を養う。この図上訓練は実地訓練に反映させるため、実地訓練の約 1 週間前を目途として実施する。図上訓練における留意事項は次のとおりとする。

- ア 事前準備 : 地下空間施設に浸水した場合に被害を被る施設や問題の抽出
(事前に対応すべき事項の抽出)
- イ 浸水防止 : 地下空間施設への浸水を防止するための取るべき行動
- ウ 情報伝達 : 行政から入る情報をどのように受信するか、情報を正しく従業員等の関係者や地下街利用者等に伝達する方法
- エ 避難誘導 : 地下街利用者等が地下空間施設より避難先に安全に避難するために取るべき行動
- オ 浸水排除 : 地下空間が浸水した後の浸水排除や清掃等の水防活動
- カ 人命救助救出 : 地下空間施設に取り残された人の確認と救出するためのとるべき行動

(2) 実地訓練

水害対策本部を構成する各接続・隣接施設（会社）の主催により、勤務する関係者の参加のもと、水防訓練、情報伝達訓練、避難訓練等の模擬演習を行う。

実地訓練の主な項目は次のとおりとする。

- ア 動員訓練・・・・・・・・・・連絡網を通じて所定の場所に動員する
- イ 水防対策本部設置訓練・・・・・・水防対策本部の人員、資器材の配置
- ウ 浸水防止訓練・・・・・・・・・・防水版の設置、土嚢の配置訓練
- エ 情報収集・伝達訓練・・・・・・情報の収集・伝達

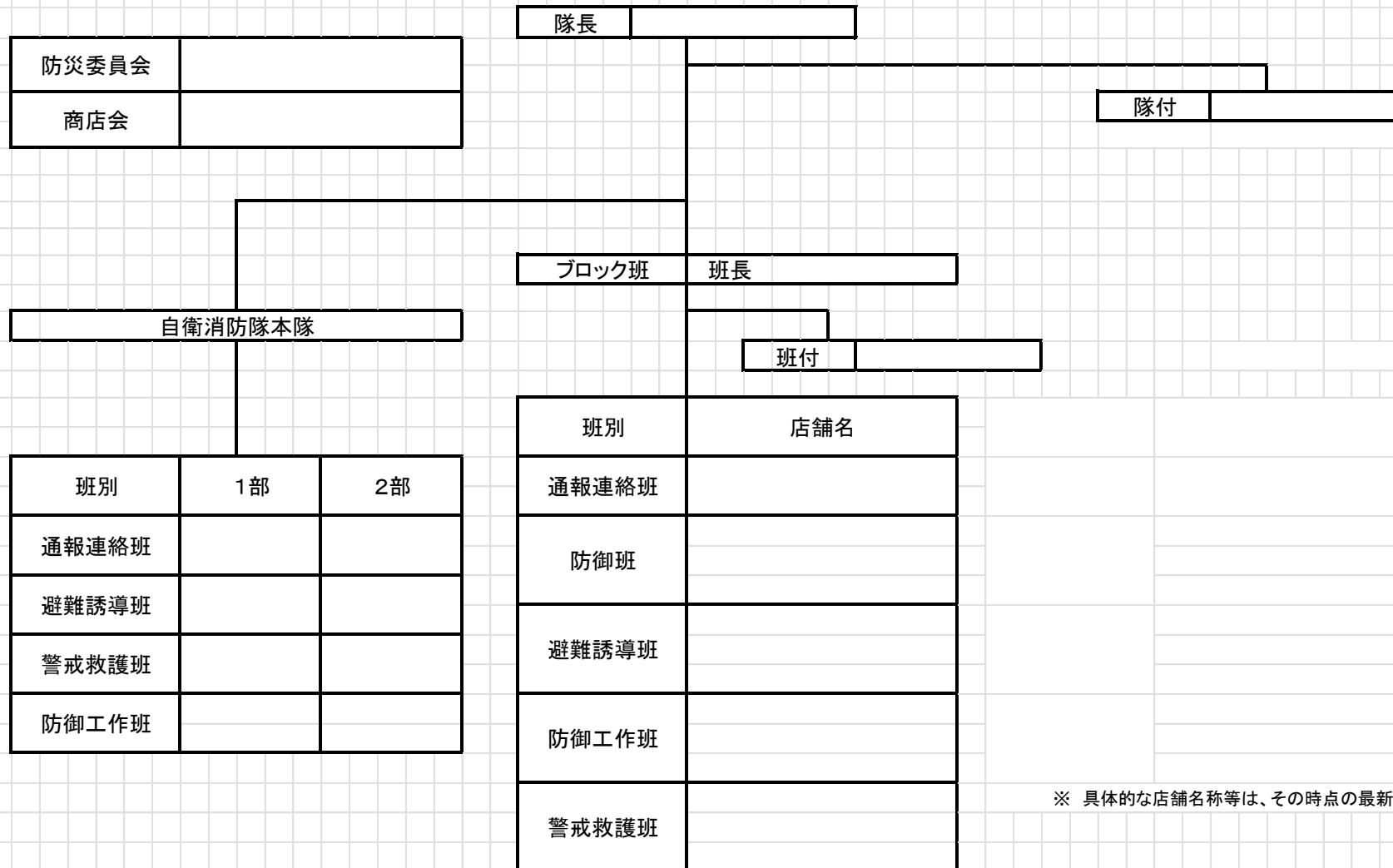
- オ 避難訓練・・・・・・・・・・避難するための備品配置、避難体制の確立
- カ 避難誘導訓練・・・・・・・・・・避難誘導、災害時要援護者の誘導訓練
- キ 救出救護訓練・・・・・・・・・・救出救護訓練

附則

- 1 この計画は令和6年9月現在の計画である。（令和6年10月からリニューアル工事中）
- 2 この計画は、令和6年（2024年）12月4日から施行する。
- 3 この計画は、リニューアル工事が完了した令和7年（2025年）4月18日から施行する。

コムズガーデン自衛消防隊組織図

別表1



※ 具体的な店舗名称等は、その時点の最新のものとする

自衛水防隊任務表

統括防火・防災管理者

統括防火・防災管理者の代行者

役職及び氏名		任 務
通報連絡 班	班長	・状況把握し、119番、110番・その他防災 関係機関に連絡
	班員 名	・来街者に対する避難誘導放送、パニック 防止広報を実施する ・自衛水防隊員や従業員への連絡 ・洪水予報等の情報収集 ・その他通信機器、放送設備を使用した 業務を担当

役職及び氏名		任 務
防御班	班長	・災害に対する防御活動を実施
	班員 名	・災害の種別に応じた防災資機材を活用 ・その他防御活動に必要な業務を担当

役職及び氏名		任 務
避難誘導 班	班長	・避難誘導の実施
	班員 名	・地下街各階段の上下に避難誘導旗を持 った隊員を配置し、避難者の安全誘導と 街内への立入り制限等にあたる ・災害の推移に応じて避難誘導範囲を決定 ・状況判断し、避難誘導方向を決定

役職及び氏名		任 務
警戒救護 班	班長	・負傷者、被救助者の応急救護を実施
	班員 名	・災害現場の警戒区域を設定して、関係者 以外の出入りを制限する ・救急隊等公的救護機関との連絡 ・その他警戒・救護に必要な業務を担当

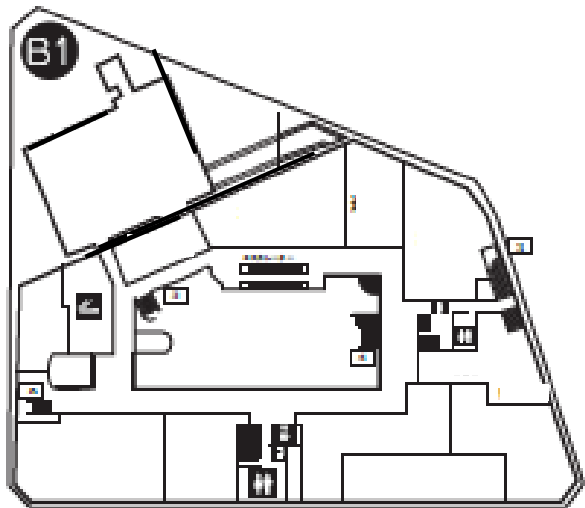
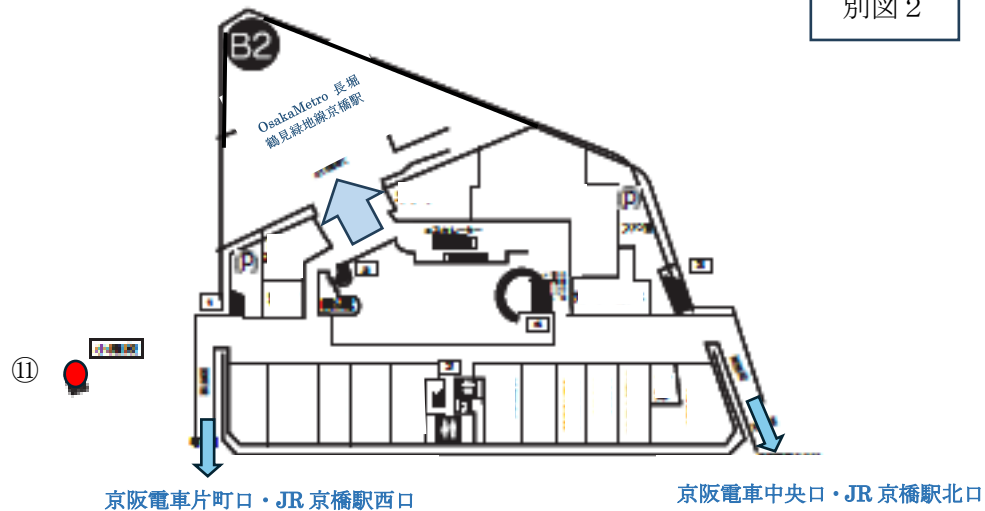
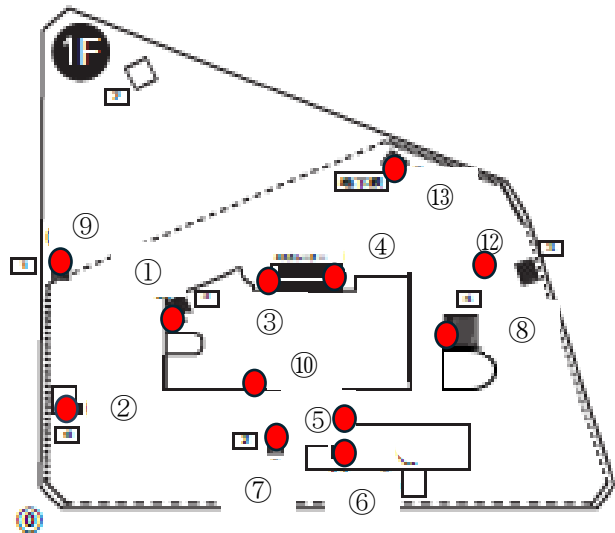
別図 1

コムズガーデン 接続・隣接施設概略図



コムズガーデン平面図（地上連絡口、接続・施設接続口）

別図 2



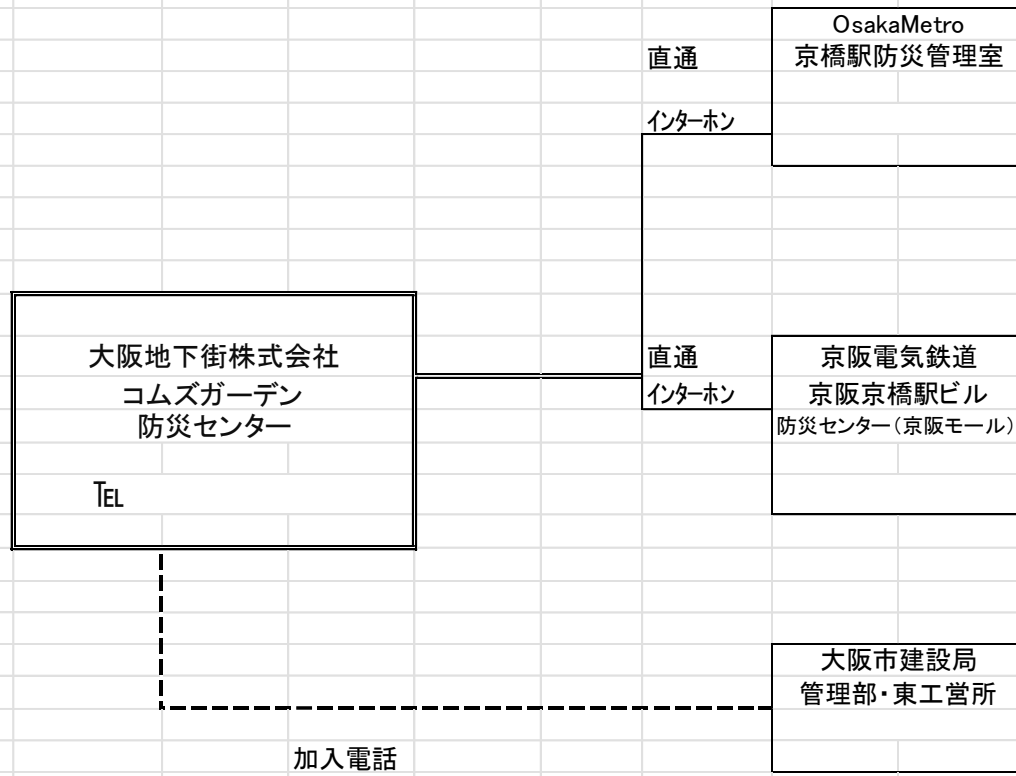
優先順位	● 番号	階段番号	優先順位	● 番号	階段番号
1	①	5号階段	9	⑨	1号階段
2	②	6号階段	10	⑩	テラス
3	③	エスカレーター西側	11	⑪	東連絡通路（小階段）
4	④	エスカレーター東側	12	⑫	3号階段
5	⑤	客用（1号）エレベーター	13	⑬	7号階段
6	⑥	人荷用（2号）エレベーター			
7	⑦	2号階段			
8	⑧	4号階段			

□ : 既存パネル設置階段

■ : ガデリウス止水板設置階段

■ : 土嚢設置階段

接続・隣接施設との連絡体制表

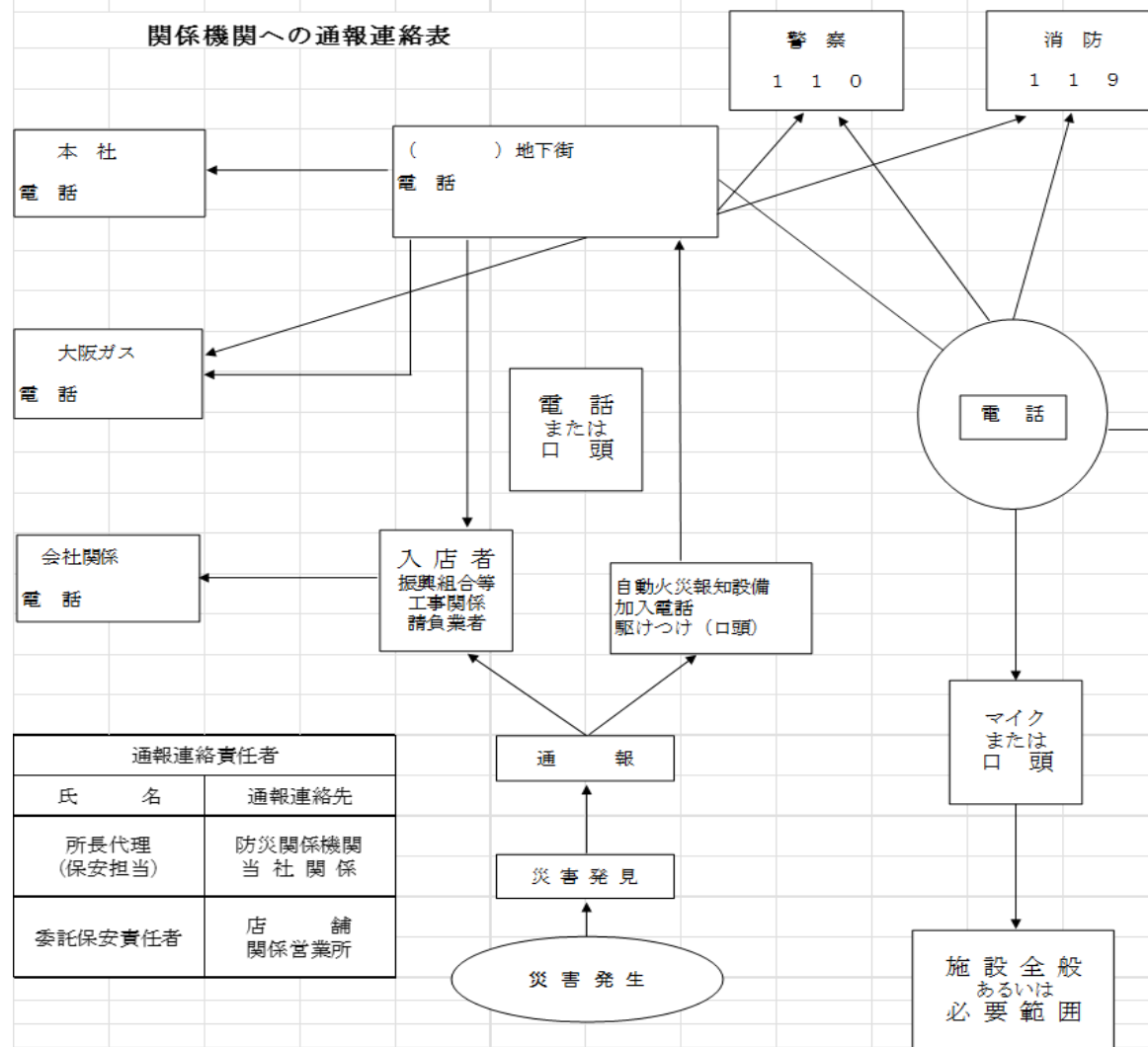


別図4

防災機関・市関係・その他

機 関 名	電 話 番 号
大 阪 府 警 察 本 部	
警 察 署	
大 阪 市 消 防 局	
消 防 署	
大 阪 市 危 機 管 理 室	
大 阪 市 計 画 調 整 局	
大 阪 市 建 設 局	
建 設 局 工 営 所	
大 阪 市 高 速 電 気 軌 道	
OsakaMetro 駅	
大 阪 市 水 道 局	
水 道 局 営 業 所	
私 鉄 駅	
関 西 電 力 本 社	
関 電 支 店	
関 電 制 御 所	
大 阪 ガ ス 本 社	
大 阪 ガ ス 支 店	
ガ ス 漏 れ 専 用	
大 林 組	
奥 村 組	
関電ファシリティーズ	
会 社 役 員 ・ 幹 部	別に備付けの非常呼出名簿

関係機関への通報連絡表



通報連絡責任者	
氏 名	通報連絡先
所長代理 (保安担当)	防災関係機関 当 社 関 係
委託保安責任者	店 舗 関係営業所



※ 都島区に「避難指示」が発令されれば、原則は「桜宮小学校」への水平避難とするが、コムズガーデン周辺地区は津波による浸水は想定されていない区域であることを念頭に置いて、地上の安全が確保されるまではお客様を街内にとどめることも考慮すること。